

米国の対露制裁強化とその影響

短期的にはロシア経済への影響は限定的

欧米調査部上席主任エコノミスト

金野雄五

03-3591-1317

yugo.konno@mizuho-ri.co.jp

- 8月2日、米国で対露制裁法が成立した。同法は、現在ロシアに対して発動している制裁の解除を難しくするとともに、制裁の一部を強化し、さらに新たな制裁を導入する内容となっている
- 具体的には、ロシアの銀行およびエネルギー企業へのファイナンス期間が短縮されるほか、今後、米国および外国の企業によるパイプライン建設等への参加が禁止される可能性がある
- ただし、同法成立により制裁が強化される度合いは小さく、また、新たに導入された制裁が、実際には発動されない可能性もあることから、ロシア経済への影響は短期的には限定的とみられる

1. はじめに：米国によるこれまでの対露制裁

2017年8月2日、トランプ米大統領の署名により対露制裁法が成立した¹。以下では、米国が現在、ロシアに対して発動している制裁を概観した上で、今般の対露制裁法の成立に伴う米国の対露制裁の変更点についてまとめ、同法成立に伴うロシア経済への影響について簡単に考察する²。

米国が現在、ロシアに対して発動している主な経済制裁は、①米国企業による、ロシアの政府系金融機関に対する期間30日超のファイナンスの禁止、②同エネルギー企業に対する期間90日超のファイナンスの禁止、③同防衛企業に対する期間30日超のファイナンスの禁止、④シェールオイル・プロジェクト等に用いられる物品等の提供禁止³、の4つである（図表1：①～④）。これらはいずれも、前オバマ大統領による大統領令⁴に基づいて米財務省が決定したものである。制裁の内容は、発動当初（14年7月16日）はロシアの金融機関・エネルギー企業4社（ガスプロムバンク、VEB、ロスネフチ、ノヴァテク）に対する期間90日超のファイナンスの禁止であったが、その後、14年7月29日と同年9月12日の2度にわたり制裁対象の拡大と強化が行われ、現在の制裁内容となった⁵。

2. 米国の「対露制裁法」のポイント

今般の対露制裁法の成立に伴う変更点としては、制裁の解除の困難化、制裁の強化、新規制裁の導入、という3点を挙げることができる。

（1）制裁の解除の困難化

対露制裁法の成立により、米国がロシアに対して発動している制裁を、米大統領が緩和・解除しようとする場合、米国議会による審査が義務付けられることになった（SEC. 216）⁶。特に、ウクライナ問題をめぐり発動している制裁の緩和・解除には、ロシア政府が「ミンスク2」合意の履行に向けた措置を講じていることの証明の提出が必要となった（SEC. 222）⁷。

(2) 制裁の強化

同法の成立により、米国が現在ロシアに対して発動している制裁の多くが強化される (SEC. 223)。ファイナンス関連では、現在、ロシアの政府系金融機関に対する期間30日超、同エネルギー企業に対する期間90日超のファイナンスが禁止されているが、今後は、禁止されるファイナンス期間がそれぞれ14日超、60日超に厳格化される (図表1: ①、②)。また、シェールオイル・プロジェクト等に用いられる物品等の提供禁止については、現在、ロシア領域内のプロジェクトのみが対象となっているが、今後は、ロシア領域外であっても、制裁対象企業が参加するプロジェクトであれば制裁対象となる (図表1: ④)。

(3) 新規制裁の導入

同法の成立により、新たに2つの制裁が導入される。

1つは、エネルギー輸出パイプライン建設への投資および物品等の提供禁止である (SEC. 232)。具体的には、ロシアの輸出パイプラインの建設、拡張、修理、メンテナンスに用いられる、1件あたり100万ドルまたは1年間の合計で500万ドル以上の投資、もしくは物品・サービス・技術・情報の提供が禁止されるというもので、米国企業だけでなく外国企業による取引も禁止される (図表1: ⑤)。ただし、この措置については「大統領が同盟国との調整の上で発動を決定する」とされており、実際には発動されない可能性がある。

図表1. 米国による現在の対露制裁と制裁法案の概要

		現行制裁	対露制裁法案	制裁対象 (ロシア企業)	ペナルティ対象 (違反の場合)
ファイナンス関連	① 金融機関へのファイナンス禁止	期間 30 日超を禁止	期間 14 日超に短縮	ズベルバンク、ガスプロムバンク、ロシア農業銀行、VEB、VTB、モスクワ銀行	米国企業
	② エネルギー企業へのファイナンス禁止	期間 90 日超を禁止	期間 60 日超に短縮	ロスネフチ、ガスプロムネフチ、トランスネフチ、ノヴァテク	米国企業
	③ 防衛企業へのファイナンス禁止	期間 30 日超を禁止	変更なし	ロステク	米国企業
資源関連	④ シェールオイル・プロジェクト等に用いられる物品等の提供禁止	ロシア領域内のプロジェクトが対象	ロシア領域外のプロジェクトも対象に	ロスネフチ、ガスプロムネフチ、ルクオイル、スルグトネフチガス、ガスプロム	米国企業
	⑤ エネルギー輸出パイプライン建設への投資および物品等の提供禁止	(無し)	1件あたり100万ドル以上の投資	ガスプロム、トランスネフチ	米国企業 および外国企業
民営化関連	⑥ 国営企業の民営化への参加禁止	(無し)	1件あたり1,000万ドル以上	国営企業	米国企業 および外国企業

(出所) 各種資料より、みずほ総合研究所作成

もう1つは、国営企業の民営化への参加禁止である（SEC. 233）。これは、ロシアの国営企業の民営化に際して、米国企業または外国企業が1,000万ドル（1件あたり、もしくは1年間の合計で）以上の投資を行うことを禁止するものである（図表1：⑥）。この措置についても、当該民営化が「ロシア政府当局者およびその関係者に不当に利益を与える方法で行われる場合」という条件が付けられており、実際には発動されない可能性がある。

3. 「対露制裁法」によるロシア経済への影響

対露制裁法の成立に伴うロシア経済への影響とはどのようなものか、以下では、制裁解除の困難化と制裁の強化、新規制裁の導入のそれぞれについて考察する。

制裁解除の困難化によるロシア経済への影響は、短期的には小さいとみられるものの、中長期的には、外国からの資本流入の低迷の継続や、石油・ガスの新規鉱区の開発の遅れなどを通じて、ロシアの経済成長にとって重石となることが予想される。

強化される制裁のうち、ファイナンス関連の制裁（図表1：①、②）については、すでに対露制裁法の成立前から、金融機関に対しては期間30日超、エネルギー企業に対しては期間90日超のファイナンスが禁止されていたことから、ファイナンス期間の短縮による追加的な影響は限定的であると考えられる。また、シェールオイル・プロジェクト等に用いられる物品等の提供禁止（図表1：④）についても、同法によってロシア領域外のプロジェクトが制裁対象に加えられたとは言え、実際に新たに制裁対象となりそうなロシア領域外のシェールオイル・プロジェクトは見当たらない。

新規に導入される制裁のうち、エネルギー輸出パイプライン建設への投資および物品等の提供禁止（図表1：⑤）については、ドイツ向けガス・パイプライン建設プロジェクト「ノルドストリーム2」が制裁対象として想定されているとみられる。しかし、前述の通り、同法では「同盟国との調整の上で発動を決定する」とされており、同プロジェクトへの制裁発動に対しては、かねてからドイツ等のEU各国が強く反対してきたことから、米国が実際に制裁を発動する可能性は低いとみられる。国営企業の民営化への参加禁止（図表1：⑥）についても、「ロシア政府当局者およびその関係者に不当に利益を与える方法で行われる場合」という条件が付けられているのに加え、そもそもロシアでは17年以降、ロスネフチ民営化（16年に実施）のような大規模な民営化は予定されていない。

以上から、米国の対露制裁法の成立は、中長期的にはロシア経済の成長率を押し下げる要因として懸念されるものの、短期的な影響は、限定的なものに留まると予想される。

¹ 対露制裁法の正式名称は、“Countering Russian Influence in Europe and Eurasia Act of 2017” [https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/3364/text]。

² なお、米国の対露制裁は、特定の経済部門を対象とする部門別制裁（Sectoral sanctions）と、一部の個人・企業を対象に在外資産の凍結や米国への渡航禁止を命じる個人制裁（Blocking sanctions）の2つに大別されるが、本稿では相対的に影響が大きいとみられる部門別制裁についてのみ論じる。

³ 厳密には、ロシア領域内で原油を産出する可能性がある深海部および北極海における鉱区の掘削、またはシェール・プロジェクトのための物品・サービス（金融サービスを除く）・技術の提供の禁止。

⁴ 14年3月20日付 Executive Order No. 13662 [https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/ukraine_eo3.pdf#search=%27Executive+Order+13662%27]および、その付属文書（Directive No. 1～No. 4）。

⁵ 14年7月16日の制裁発動については、米財務省のプレスリリース[<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/OFAC-Enforcement/Pages/20140716.aspx>]を参照。同年7月29日の制裁拡充については、同[<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/OFAC-Enforcement/Pages/20140729.aspx>]を参照。同年9月12日の制裁拡充については、同[<https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/j12629.aspx>]を参照。

⁶ 米国がこれまでロシアに対して発動してきた制裁の法的根拠となっている大統領令は、Executive Order No. 13660、Executive Order No. 13661、Executive Order No. 13662、Executive Order No. 13685、Executive Order No. 13694、Executive Order No. 13757の6つであり、うち、最初の4つはウクライナ関連、最後の2つがサイバー・テロ関連となっている。

⁷ 「ミンスク2」合意は、15年2月11日、ウクライナ、ロシア、フランス、ドイツの4カ国首脳によって署名された、ウクライナ東部の紛争に関する和平合意。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。